

農整第1067号
令和3年3月31日

各農林振興センター所長 }
農村整備計画センター所長 } 様

農 林 部 長

埼玉県土地改良事業用地事務取扱要綱の一部改正について（通知）

土地改良事業のために必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償その他これらに関連する事務の取扱いについては、「埼玉県県土整備部・都市整備部用地事務取扱要綱（昭和45年土木部長制定）」を準用しているところです。

関係事務にあたっては引き続き同要綱を準用することとし、その規程の読み替えについては、別紙のとおり改め、令和3年4月1日より施行することとします。

なお、「埼玉県土地改良事業用地事務取扱要綱の制定について」（平成22年12月28日付け農整第730-1号）については令和3年3月31日をもって廃止します。

農村整備課
総務・土地改良団体支援担当
Tel 048-830-4343

別紙

1 読み替える規定

(1)本文

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1条	県土整備部・都市整備部所管の	農村整備課所管の
	道路事業、河川事業、ダム砂防事業及び都市計画事業	土地改良事業
第2条第5号	県土整備部長若しくは都市整備部長	農林部長
第2条第7号	事業を統括する県土整備部若しくは都市整備部の本庁の課長	農村整備課長
第2条第8号	県土整備部及び都市整備部の地域機関	農林振興センター
第3条第1項及び第2項	事業課長及び所長	所長
第14条	埼玉県県土整備部・都市整備部の公共用地の取得に伴う損失補償取扱要領	埼玉県土地改良事業用地の取得に伴う損失補償取扱要領
第15条第1項	埼玉県公共測量作業規程	埼玉県土地改良事業測量作業規程
第39条	埼玉県県土整備部・都市整備部の公共用地の取得に伴う損失補償基準	埼玉県土地改良事業用地の取得に伴う損失補償基準
	埼玉県県土整備部・都市整備部の公共用地の取得に伴う損失補償基準細則	埼玉県土地改良事業用地の取得に伴う損失補償基準細則
第40条の3	埼玉県県土整備部・都市整備部の公共事業の施行に伴う公共補償基準	埼玉県土地改良事業の施行に伴う公共補償基準
	埼玉県県土整備部・都市整備部の公共事業の施行に伴う公共補償基準細則	埼玉県土地改良事業の施行に伴う公共補償基準細則
第67条	用地課長	農村整備課長

(2) 土地鑑定評価依頼事務要領(別記2)

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1条	県土整備部及び都市整備部所管の公共事業	農村整備課所管の土地改良事業
	埼玉県県土整備部・都市整備部の公共用地の取得に伴う損失補償基準	埼玉県土地改良事業用地の取得に伴う損失補償基準
	埼玉県県土整備部・都市整備部の公共用地の取得に伴う損失補償基準細則	埼玉県土地改良事業用地の取得に伴う損失補償基準細則
	埼玉県県土整備部・都市整備部の公共用地の取得に伴う損失補償取扱要領	埼玉県土地改良事業用地の取得に伴う損失補償取扱要領
第1条及び第3条第4号	埼玉県県土整備部・都市整備部用地事務取扱要綱	埼玉県土地改良事業用地事務取扱要綱
第9条	用地課長	農村整備課長

(3) 公共用地の取得又は使用に係る事前協議に関する事務取扱要領(別記3)

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1条	県土整備部及び都市整備部所管の道路事業、河川事業、ダム砂防事業及び都市計画事業	農村整備課所管の土地改良事業
第2条第1号	県土整備部長及び都市整備部長	農林部長
第2条第3号	事業を統括する県土整備部若しくは都市整備部の本庁の課長	農村整備課長
第2条第4号	県土整備部及び都市整備部の地域機関	農林振興センター
第3条第1項第1号	埼玉県県土整備部・都市整備部の公共用地の取得に伴う損失補償基準	埼玉県土地改良事業用地の取得に伴う損失補償基準
第3条第1項第6号	埼玉県県土整備部・都市整備部用地事務取扱要綱	埼玉県土地改良事業用地事務取扱要綱
第3条第2項第13号	埼玉県県土整備部・都市整備部の公共事業の施行に伴う公共補償基準	埼玉県土地改良事業の施行に伴う公共補償基準
第3条第2項第15号	埼玉県県土整備部・都市整備部の公共用地の取得に伴う損失補償取扱要領	埼玉県土地改良事業用地の取得に伴う損失補償取扱要領

(4) 建物移転料算定要領(別記4)

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1条	埼玉県県土整備部・都市整備部 用地事務取扱要綱	埼玉県土地改良事業用地事務取扱 要綱

(5) 別記 曳家移転料算定要領

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1条	埼玉県県土整備部・都市整備部 の公共用地の取得に伴う損失補 償基準細則	埼玉県土地改良事業用地の取得に 伴う損失補償基準細則

(6) 工作物調査算定要領(別記6-1)

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1条	埼玉県県土整備部・都市整備部 の公共用地の取得に伴う損失補 償基準	埼玉県土地改良事業用地の取得に 伴う損失補償基準
	埼玉県県土整備部・都市整備部 の公共用地の取得に伴う損失補 償基準細則	埼玉県土地改良事業用地の取得に 伴う損失補償基準細則
	埼玉県県土整備部・都市整備部 の公共用地の取得に伴う損失補 償取扱要領	埼玉県土地改良事業用地の取得に 伴う損失補償取扱要領
第13条	用地課長	農村整備課長

(7) 機械設備調査算定要領(別記6-2)

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第2条	埼玉県県土整備部・都市整備部 用地事務取扱要綱	埼玉県土地改良事業用地事務取扱 要綱
第4条第8項	埼玉県県土整備部・都市整備部 用地事務取扱要綱	埼玉県土地改良事業用地事務取扱 要綱

(8) 附帯工作物調査算定要領(別記6-3)

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第2条	埼玉県県土整備部・都市整備部 用地事務取扱要綱	埼玉県土地改良事業用地事務取扱 要綱
第4条第3項	埼玉県県土整備部・都市整備部 用地事務取扱要綱	埼玉県土地改良事業用地事務取扱 要綱
第8条第6項	埼玉県県土整備部・都市整備部 用地事務取扱要綱	埼玉県土地改良事業用地事務取扱 要綱

(9) 立竹木調査算定要領(別記7)

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1条	埼玉県県土整備部・都市整備部 用地事務取扱要綱	埼玉県土地改良事業用地事務取扱 要綱
第8条	埼玉県県土整備部・都市整備部 の公共用地の取得に伴う損失補 償基準細則	埼玉県土地改良事業用地の取得に 伴う損失補償基準細則
第11条	用地課長	農村整備課長

(10) 墳墓調査算定要領(別記8)

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1条	埼玉県県土整備部・都市整備部 用地事務取扱要綱	埼玉県土地改良事業用地事務取扱 要綱
第7条第1項第1号	埼玉県県土整備部・都市整備部 の公共用地の取得に伴う損失補 償基準細則	埼玉県土地改良事業用地の取得に 伴う損失補償基準細則
第9条	用地課長	農村整備課長

(11) 登記及び支払に関する事務取扱要領(別記10)

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1条	埼玉県県土整備部・都市整備部 用地事務取扱要綱	埼玉県土地改良事業用地事務取扱 要綱
第4条	用地課長	農村整備課長
	毎月の	年度毎の
	翌月10日までに	翌年度4月末日までに
	登記処理状況調書(様式第1号) により、	令和3年3月31日付け農整第1115 号において農村整備課長が定める様 式により、
第26条	用地課長	農村整備課長

(12) 土地収用制度活用推進要綱(別記11)

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第2条(2)	県土整備部の地域機関が行う事 務を所掌する本庁の課長	農村整備課長
	県土整備部の地域機関の長	農林振興センター長
第3条	県土整備部所管の事業	土地改良事業
第12条	前条第1項により	(削る)
	県土整備部長	農林部長

(13) 用地調査等業務の委託に関する事務取扱要領(別記 12)

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 1 条	県土整備部及び都市整備部所管の公共事業	農村整備課所管の土地改良事業

(14) 測量等の立会に対する報償金支給に関する事務取扱要領(別記 13)

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 1 条	県土整備部及び都市整備部所管の事業	農村整備課所管の土地改良事業
第6条第4項	県土整備部長又は都市整備部長	農林部長

(15) 石綿調査算定要領(別記 16)

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 1 条	埼玉県県土整備部・都市整備部の公共用地の取得に伴う損失補償基準細則	埼玉県土地改良事業用地の取得に伴う損失補償基準細則

(16) 地盤変動影響調査算定要領(別記 17)

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 19 条	埼玉県県土整備部・都市整備部の公共用地の取得に伴う損失補償基準	埼玉県土地改良事業用地の取得に伴う損失補償基準
	埼玉県県土整備部・都市整備部の公共用地の取得に伴う損失補償基準細則	埼玉県土地改良事業用地の取得に伴う損失補償基準細則
第 20 条	用地課長	農村整備課長

(注) 各要綱要領に規定する仕様書及び様式等についても、本表に準じて読み替えるものとする。

2 準用しない規定

- (1) 本文
第44条の2、第64条、第65条
- (2) 登記及び支払いに関する事務取扱要領（別記10）
第2条
- (3) 土地収用制度活用推進要綱（別記11）
第4条、第5条、第7条乃至第11条
- (4) 測量等の立会に対する報償金支給に関する事務取扱要領（別記13）
第8条